

相模原市 若年がん患者 在宅療養支援事業 が始まります

令和6年6月3日(月)より申請受付開始



相模原市では、40歳未満のがん患者の方が自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、在宅介護サービスにかかる利用料の一部を助成します。

対象者 次のすべての要件に該当する方

- 40歳未満の相模原市に住民登録のある人
- がん患者(※1)で、在宅介護サービスを必要とする人
 - ※1 医師から一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された人
- 他の制度(※2)において同様のサービスの利用を受けることができない人
 - ※2 他の制度とは、障害福祉サービス、介護保険サービス、小児慢性特定疾病医療給付制度等

対象サービスと助成額

サービス種類	内容(介護保険法で利用できるものに準じる)	助成金
訪問介護	身体介護、生活援助、通院等乗降介助	最大5万4千円/月 サービス利用料の 9割相当額
訪問入浴介護	訪問入浴介護	
福祉用具の貸与	●車いす(付属品を含む) ●特殊寝台(付属品を含む) ●床ずれ予防用具 ●体位変換器 ●手すり・スロープ(工事を伴わないもの) ●歩行器、歩行補助つえ ●移乗用リフト ●自動排泄処理装置	
福祉用具の購入	●腰掛便座 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具の部分 ●排泄予測支援機器	

※このほか、申請に必要な意見書作成料を補助します(上限額5,000円)

※上限額を上回る額のサービス利用料等は全額自己負担

詳しくは裏面をご覧ください

利用申請から助成金交付までの流れ

1 利用申請と決定（市⇄申請者）

次の必要書類を市に提出。申請内容の審査完了後、市から利用決定通知書を郵送。

提出書類 ①申請書 ②医師の意見書

2 サービス利用と支払い（申請者⇄事業者）

- 介護保険指定事業者と契約しサービス提供を受ける。
利用決定日からさかのぼって、申請日以降の利用分から助成対象となる。
- 介護保険指定事業者から請求された全額をいったん支払う。
その際の領収書と明細書を必ず受け取る。



3 助成金の交付申請（市⇄申請者）

次の書類を市に提出。

提出書類

- ①交付申請書兼報告書
- ②請求書
- ③事業者が発行した領収書の原本
- ④事業者が発行した利用サービスに関する明細書の写し
（サービス内容・利用回数・金額が記載されたもの）
- ⑤振込先が確認できるもの（通帳の写し等）

- 交付申請は1か月分ごとに作成が必要だが、複数月分をまとめて提出可
- 市への請求期限はサービス利用最終日から1年以内
- 交付申請内容の審査完了後、市から交付決定通知書兼額確定通知書を郵送し、
請求時に指定された口座に助成金を入金

申請先

申請書類は、市ホームページからダウンロード可。もしくは、健康増進課から郵送。

郵便の場合

〒252-5277
相模原市中央区中央2-11-15
相模原市 健康増進課
若年がん患者在宅療養支援事業担当

相模原市 がん 在宅療養



窓口の場合

相模原市中央区富士見6-1-1
ウェルネスさがみはらA館4階 健康増進課



お問合せ先

相模原市健康福祉局保健衛生部健康増進課 若年がん患者在宅療養支援事業担当
電話：042-769-8322